

護照

青島の春あふる

り本政府は俄かに大規模な改訂
を執り着く事になり大島公
使のこの電訓を以て三〇日
内以の事案を提が致し越野
拒て之を要す大島公使は之を
理せし其要旨を答へて大島
公使は

一 惣て官吏の全層に日本政府の
承認を要する

二 法律の制定

三 財政の整理

四 陸海軍の増強

五 教育

右の條件を供するに於て大體在華
の條件ありしに及ばず又韓延の
より減らしかし條件も稍之を類
似降下是れ非常なる申込にて一
つより
之を承る時に九つを朝鮮の独立権

予ヨリ俄ルニキレ條件ニ移シ之類
似降下是ル非常ニ申込テ一ヨリ
之ニ入ル時ニ尤テ朝鮮ノ獨立權
ヲ承認シタル事ニキレ且ル日本
韓廷ニテ獨立國トシテ確言
為シ然レ今又獨立國ノ体面
侮辱セシカ如キ事置テ亦キ韓廷
之ニ屈從セシ維皇ニ諸外國ノ協
定ニ保セシヤ果我在韓ノ外國
使等ニ台チ之ヲ探知シ直チ本國
政府ニテ電ニテ其電刻ヲ送ル
ヨリ中一ニ極テ重シキ事トシテ國際上
ノ文法ニ惹起スルハ尤モ暗キ
明カニテ果テ是レ兵ニシテ
コトハ李鴻章ハ外國ノ干渉ニ
手ヲ拱キ勝ヲ割キテ之ヲ
トシテ事ニキレ其ノ意ハ
李善得詳シテ曰ク若シ大體
的ニ要路ニ在ラバ日本政府ハ
專ラ其ノ權ヲ握ルニシテ
之ヲ執ラザルハ其ノ意ハ
轉々今昔ノ感ニシテ亦
李善得ハ冬至使ノ事ニシテ
降下李ハ緬甸ノ例ニシテ

轉々今昔の感々也塔と中世にたつ
李善得の冬至使の事より激痛
際小李の緬甸の例よりキリ英國ハ
年々清廷に向て意を軟すと雖獨立
國の字を失ふすと説き又頻りに李の
Military occupationの事も論小
中世埃及に在る英國の政略を以て論
無改より又李の少少閉口致す時
李善得の在食に招かれ居小事務併
の事使事をも余食事をもキ子小の
一由國政府の方針を揮ふもの概念
也と云ふ事也

中世入韓は東學之の性質目的價
値等の研究は向後の解決の爲る兩三
の少三名程(張哲進、李小)の遺蹟
小の時々の務の記録も長か藤田確と
お謀り後流の者として東學を協勸
せり兵部等も高人の在る海軍の事
し會々會小日本政府の傾向は推察
えまを(李小)

眼中に有國耳故に君は太島一歩を
徳らに復た叔十へからまことまらん
兵先のるる野人より決せん
よまのいふふの事也

先づのゑを解くは正統せしむる
たまのふりかへしを解くは正統せしむる
其の清き難す小男子の事
徳女のごく重大き事の際敏腕
の外交なきも到底其困難の
間を新リ脱けり今本十年の事
は正統の正統せしむる事
正統の正統せしむる事

七月一日
在平城
志保

大隈伯爵閣下

中書省尾崎徳富両氏
二馬示はるる事

大隈伯爵閣下

清親展



正統
同松の氏方

正備